

子どもたちに 平和な世界をとどけよう

～憲法が息づく社会をめざして～

2018年1月26日 志村毅一

はじめに ～ぼくの幼年時代～

- 1938年、横浜で生まれ、3歳から「戸部幼稚園」に通う。
横浜は、軍事都市だったから、軍人がたくさんいた。
幼稚園では、紙芝居が兵隊さんをたたえるものばかりだった。
両親が『講談社のえほん』をよく買ってくれた。それも兵隊や戦争をたたえるものが多かった。
- 1944年、横浜の家が空襲で全焼。神奈川県国府津（現小田原市）に疎開。
国府津国民学校一年生になる。
学校は、街はずれの田んぼの中にあった。集団登校で、上級生に率いられて登校。
- 校門を入ると右手に子ども立ち入り禁止の森があり、その中に奉安殿（ホウアンテン）という建物がある。
校舎は木造だが、奉安殿は耐火建築で、中には天皇と皇后の写真（ご真影 ｺﾞｼﾝエイ）と「教育勅語（キョウイクトクゴ）」が入っていると聞かされた。が、見たことはない。
- その前に来ると、列を整えて“右向け右！”、“最敬礼！”と上級生が号令を掛ける。
“なおいれ！”といわれるまで、45度のおじぎを続ける。下校のときも同じ。
- 学校では、よく儀式があった。隙間だらけの講堂に全校児童が集められた。はじめに奉安殿から教頭が“ご真影”を持ってくる。白手袋をして紫の袱紗（フクラ）をかけて、息がかからないように頭より高く掲げて運んでくる。教頭が講堂に入ってくると“一同敬礼”。講堂の壇上正面に扉があって、ご真影をその中に収めると扉が閉まる。
- だから、実のところ見たことはない。見ると目がつぶれるといわれたから。
- つぎは、“国歌斉唱”。その次は“教育勅語奉読”である。教頭が恭しく勅語のコピーを持って来ると、白手袋をした校長が独特の節回しで読み上げる。
“勅語”とは、天皇陛下のお言葉だから、今ならCDやDVDというところだが、そんなものはないので校長はできるだけ天皇陛下の抑揚に近い読み方の講習を受けている。
- 勅語が読まれる間、ぼくたちは最敬礼である。当時は、栄養状態のためか、子どもたちはみんな青っ洩を垂らしていた。暖房のない講堂で“最敬礼”をしていると、鼻水がたれてくる。それを啜ると「コラ！！」と叱られる。仕方がないので、校長が息を継ぐところがあると、全校児童いっせいに鼻を啜るということになる。

- 国歌(君が代)の歌詞の意味も、教育勅語が何を言っているかも、まったくわからなかった。しかし、「わからないよ」「つまんないよ」とは、絶対に言わなかった。それは、とんでもなく悪いことのように思っていた。
 - なぜ、毎日“奉安殿”に最敬礼しなくてはならないのか。なぜ、“教育勅語”を有難がって聞かなくてはならないのか。なぜ、天皇陛下の写真を見ると目がつぶれるのか。なぜ、戦争を続けなければならないのか。
 - いまなら、当然浮かんでくる「なぜ？」が浮かんでこなかったのは、どうしてなのだろう。
- こうしてボクは、小学校2年生にして「軍国少年」になった。将来は、兵士になって天皇陛下とお国のために命をささげること。それが当たり前だった。「サッカー選手になりたい」とか「タレントになりたい」とか「お菓子屋さんになりたい」とか、そんなことは、夢にも思わなかった。
 - 壺井栄の『二十四の瞳』の中で、大石先生の教えた子どもたちが口をそろえて「兵隊になって国のためにたたかう」という。疑問をはさむ大石先生を「卑怯者だ」「臆病だ」という。あの子どもたちの気持ちが私にはよくわかってしまう。
 - それ以外の選択肢が、社会全体にも、大人の世界にも、学校で教えられたことの中にも、まったくなかったからだ。
- 国民学校一年生の私をとりまくすべてが、戦争一色だった。ラジオを聴いても、映画を見ても、新聞も雑誌も、周りの大人たちの話もすべて「戦争肯定」だった。戦後知りえた話では、戦争に批判的であったり、「負けるかもしれない」などと言おうものなら、警察や軍隊に呼ばれて死ぬほどの拷問を受け、殺されてしまうこともあったという。本人だけでなく、家族も“非国民”として地域から迫害される。「物言えば、くちびる寒し」が大人の世界を風靡していたのである。
 - 学校の教科書は、軍国主義一色である。心の中では疑問に思う教師もいたかもしれないが、みんな平然と子どもたちに教えていた。
- 戦争は、突然やってくるのではない。これまで述べたように、国民の大多数が戦争に協力する態勢・仕組みを、時間を掛けて、じっくり作っているのである。とくに、子どもたちの教育が大きな役割を果たしていた。
 - 新聞やラジオは、政府や軍隊の言うとおりをそのまま報道した。自由な言論（メディアやマスコミ）を封じ、自由な国民の発言や疑問を押さえ込むことは当たり前だった。。つまり、民主主義（国民が自由に意見を言う）では、戦争はできないのである。
 - 戦争に反対するには、誰かが「戦争始めるぞ」といったときでは、もう遅い。戦争が始まってしまってからでは、何もできなくなっている。
「ぼくは、戦争に反対する」「協力しない」と誰もが言えるとき、つまり、民主主義が生きているときには、戦争は始まらない。

1. 戦争はどのように起こるのか

戦争は、自然現象ではない。「起こる」モノではない。誰かが「起こす」モノである。
戦争を「起こす」人たちは、戦争で利益があり、儲かる人、戦争を待ち望んでいる人たちである。

◎戦争はなぜ「儲かる」のか？

戦争に使うもの＝兵器・武器の値段を考えてみよう。

原子力空母 1 隻	3 兆 650 億円	
イージス艦 1 隻	1400 億円	
潜水艦 1 隻	600 億円	
護衛艦(ヘリコプター空母) 1 隻	1200 億円	
CH47 ヘリコプター 1 機	53 億円	
オスプレイ 1 機	約 108 億円	17 機購入予定
F35 戦闘機 1 機	約 162 億円	42 機購入予定
無人偵察機グローバルホーク	約 174 億円	3 機導入予定
イージス・ショア 1 基	800 億円	
90 式戦車 1 台	9 億円	
89 式小銃 1 丁	36 万円	
住友製 5.56mm 機関銃 1 丁	198 万円	
20mm 弾丸 1 発	7 万円	

※ ホンダビジネスジェット機 1 機	3 億 6500 万円
トヨタペットクラウン・レクサス	500 万円～700 万円
ロールスロイス1台	3000 万円

自動車会社の社長だったら、500 万円の高級乗用車を売ると、9 億円の戦車をつかって売ると、どちらを選ぶ？

兵器は、誰かが作って売り、誰かが買う。お金は「誰か（国民の税金）」が出す。

兵器は、相手がある。相手がよりすぐれた兵器を作ってしまったら、今の兵器は役に立たなくなると、より高性能な新しいものと代える。つまり、捨てるのである。

兵器だけではない。何万人と言う軍隊の使う物資や食料も、最優先して軍事企業から買う。

作って売る側の人たちにとっては、笑いの止まらない商売である。

◎税金を戦争に使ってしまったら、国民は不満を言う。だから、それでも不満を言わないようにする必要がある。そうでなければ、戦争はできない。

◎いまの戦争は、「総力戦」と言われる。戦争は、軍隊だけがやるのではない。

国の総力＝国民のすべてが協力し、国のすべての富と力を戦争のために使う体制が必要。

工業は、国民生活に必要な物をつくるよりは、戦争に必要な生産が最優先される。消費物資は、少なくなり価格は際限なく上がる。食料も軍隊のために集められ、国民には我慢を求められる。

→「国民総動員」

1938 年「国家総動員法」)→すべてを戦争へ・「ほしがりません勝つまでは」

- ボクが1年生になったとき、戦争は14年間も続いていて、しかもほとんど負け戦で、国民は食べ物も着る物もほとんど手に入らなくなっていた。
ボクたちは、米を食べたことはない。肉も卵も甘いお菓子も食べたことはなかった。
主食は、信じられないほどまずいサツマイモ。豚も食べない海草も喜んで食べていた。
- 入学のとき、記念写真を撮ってくれた。
ランドセルは、ボール紙製、学生帽のひさしもベルトも紙製、ボタンや記章は瀬戸物に色を塗ったもの。服は、母が自分の古いコートなどをほどいて作ってくれたもの。革靴なんてないので、いところが昔履いた古靴をもらったもの。そんなぴかぴかの一年生だった。でも、不満に思った記憶はない。
- それでも多くの国民が、戦争のための社会のしくみや政治を支持するように、マインドコントロールが進められる。
 - 教育（教科書は全国一律の国定教科書）
 - マスコミ（新聞・雑誌・ラジオ・テレビはまだない・映画など）
 - 情報操作（戦争遂行に都合の悪いことは国民に教えない。真実を報道させない。）
- それでも戦争政策に従わない国民は、警察などの権力による脅しや圧力・弾圧された。
 - 「物言えばくちびる寒し…」 本当のことを言わない
 - 「なぜ」「どうして」と聞かない
 - 「治安維持法」 →「共謀罪」
- 戦争とは、どこかの国や人々を攻撃して、殺したり、奪ったりすること。
それが“正しいことである”と国民みんなが思うようにすることが必要。
殺す相手は、殺されて当然の“悪いやつ”“ダメなやつ”であると思わせる。
- 中国人は“チャンコロ”、朝鮮人は“劣等民族”、東南アジアの人は裸で腰みのをつけている野蛮人。だから“優秀な”日本人が「征服してやって」「面倒をみてやる」のは当然と、子どもたちも思っていた。
- 物事をありのままに見て、国民が自分の頭で考え、自分で判断をし、自分の意見を自由にもち発言することができないようにする。→国民の権利を奪う →何も考えられない国民を作る

2. 日本の国は、ずっと戦争を続けてきた

●1894年～95年 「日清戦争」

朝鮮（=劣等民族で劣等国）を日本が支配するために清国と争う。
勝利して、領土(台湾など)と賠償金を獲得する。

●1904年～05年 「日露戦争」

朝鮮支配と満州(中国東北部)の支配をめぐってロシアと争う。
両国ともくたくたになってアメリカの仲介で終結。(ロシアでは革命)

※戦争は、税金を集中して軍需産業が盛んになる。→景気がよくなる

賠償金や領土が手に入ったこと → 国民は「戦争はいいものだ」と感じるようになる
本当の大変さがわかるまでには、時間がかかる

- 1929年～ 世界大恐慌
世界中が不景気になり、日本では失業者、没落する農家が続出。
貧しい農家では、娘たちを売る。
- 1931年～ 「満州事変」
満州を支配するために陸軍が戦争を始める
- 1932年5月15日 5・15事件
1936年2月26日 2・26事件
軍隊が反乱を起こし政府の中心メンバーを殺す。
このころから、政府は軍隊にそのまま従う仕組みができあがる。
- 1937年～ 「日中戦争」
中国との全面戦争→「どろ沼の戦争」へ
- 1941年～ 「太平洋戦争(大東亜戦争)」
中国との戦争は、激しい中国の抵抗にあい、どうにもならなくなる。
世界中が日本の侵略を非難するようになる。そして石油や貿易を止められるきびしい“経済制裁”を受ける。孤立した日本政府と軍部は、資源を求めて見通しのないまま
東南アジアへの戦争拡大をはじめめる。
アメリカを中心とする巨大な軍事力を前に、日本軍は敗北を続ける。たくさんの兵士が、補給もないまま飢えや病気で亡くなっていった。

1945年3月 東京大空襲→すべての都市の無差別爆撃
4月～ 沖縄戦
8月6日 広島に原爆投下
8月9日 長崎に原爆投下・ソ連軍の参戦
1945年8月15日 敗戦

◎戦争を続けてきた日本の国のしくみ

大日本帝国憲法

- ・日本の元首は天皇 「神聖にして侵すべからず」
- ・選挙権は、男にしかない。(はじめは税金をたくさん納める25歳以上の男性のみ。
1925年からすべての男性に選挙権。女性が選挙権を持つのは、1945年12月。
女性に選挙権を与えることに反対した男性議員は、「戦争ができなくなる」と言った。
- ・妻は夫の代理人であって、財産ももてない。契約をする権利や親権がない。
(母親は親ではない)。→父兄会
→夫婦の呼び名
「主人」一家のあるじ。自分が仕えている人。人を尊んでいう語。
「亭主」一家の主人。
「女房」女官のいる部屋。貴族に仕える女。
「奥様」身分の高い家の主婦。家の奥座敷に住む女。
「宿六」亭主を卑しめて言う言葉。
- ・軍隊は、天皇のもの。政府も国会も口を出せない。

- 治安維持法＝政府や軍に従わないで抵抗する国民は死刑。
不敬罪＝天皇や皇室に対して不満や意見を言うことは罪になる。
- 言論・出版の自由はすべて制限つき「法律の許す範囲において、、、」
- 労働組合や政党など結社の自由も制限つき

◎第二次大戦（1930年から15年間にわたった戦争）で日本は大変な被害を被った。

日本の侵略戦争で犠牲になったアジアなどの人々2000万人

戦場でなくなった兵士400万人（ほとんどは病気が餓死だという）

東京大空襲10万人 沖縄戦10万人 広島長崎への原爆投下20万人をはじめ

全国のほとんどすべての都市が空襲を受け、家が焼かれ、死者が出た。

満州（中国東北部）に送られ、軍隊に見捨てられた人々の多くは“集団自決”をしたり
残留孤児・婦人となって悲惨な人生を送った。

それでも軍部と政府は、戦争をやめようとはしなかった。飛行機ごと体当たりする“特攻”作戦を強行し、最後はすべての国民を戦闘に駆り出しての本土決戦だという。

女性の竹槍訓練が盛んに行われた。

- 「国民抗戦必携」＝大本営陸軍部が1945年4月25日に配布
「銃、剣はもちろん刀、槍、竹槍から鎌、ナタ、玄能(金づち)、出刃包丁、鳶口に至るまで、これを白兵戦兵器として用いる。刀、槍を用いる場合は斬撃や横払いよりも、背の高い敵兵の腹部目がけてぐさりと突き刺した方が効果がある。」
「鎌、ナタ、玄能、出刃包丁、鳶口などを用いるときは、後ろから奇襲すると最も効果がある。……正面から立ち向かった場合は半身に構えて、敵の突き出す剣を払い、瞬間胸元に飛び込んで刺殺する。」

3. 戦争起こさせない道 それは民主主義＝日本国憲法を守ること

◎戦争は、「国民生活を豊かにする」とだまされて協力してきた国民は、もう二度とこんな思いはしたくないと思った。

- ほんの一握りの「戦争でお金を儲けたり、いい思いをしてきた人たち」だけが、「あの戦争はよかった」と思い、「また戦争になればいい」と願っている。

◎若い人は、「僕は戦争には反対します。兵隊になれと言われても拒否します。戦争には行きません。」という。

- ところが、戦争は、そうしたことがまったく出来なくなったときに起こされる。
国民の多くが戦争に反対しないマインドコントロールがされたとき
戦争に反対することが大変な危険・弾圧を覚悟しなくてはならなくなったとき
戦争は起こされる。
- テレビや新聞が本当のことを国民に知らせず、
政府の思いを「忖度」して伝えなくなったとき
多くの国民が「おかしい!」「真実を明らかにすべきだ!」と思っていることが、
隠されたり、曖昧にされ、隠すことに努力した役人が大出世するとき

メディアが、本当のことを国民に知らせようとしなくなったとき
それは、戦争の始まりだと言える。

◎「反対する」なんて言えなくなったとき、誰も言わなくなったとき、それが戦争の始まりなのである。

・その“とき”は、少しずつ時間を掛けて誰かの手によってつくられつつあるのではないだろうか。

・いま、現在、私たちの周りで起きていることをよ〜く見つめてみよう。

◎安倍政権は、北朝鮮の脅威を必要以上に煽ることで、軍事費の拡大を進め、自衛隊の戦争参加を勧めようとしている。いま、世界で一番危険なのはトランプ大統領のアメリカだといわれているのに、そのアメリカにぴったりと従って、(安倍首相はトランプ)世界から孤立しても“北朝鮮をやっつけろ!!”と叫んでいる。

※アメリカは、自分の気に入らない国はいつでも戦争を仕掛けて滅ぼしてしまう、と公言している国である。イラクやアフガンがそうだった。北朝鮮は、自国を守るために核武装をする道を選んだ。核兵器があればアメリカは攻撃できないと思っているからだ。だから、アメリカが北朝鮮と国交を回復して、安全を保証するといえ、北朝鮮は核開発をする必要がなくなる。簡単なことなのだ。

なぜ、そうしないのか？ 戦争の危険がなくなってしまうと困る人たちがいるからだ。

→誰か“悪いやつ”をつくりだして

→戦争の恐怖を作り出して、

→“悪いやつ”をやっつけることに多くの国民が合意したとき

何が起こるのだろうか？

おわりに ～いま、私たちにできること～

◎大きな戦争の犠牲の反省をこめて、『日本国憲法』が生まれた。

・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないようにすることを決し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。(前文)

・日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。(前文)

・日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求すし、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。(第9条)

・国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。(第11条)

・すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(第14条)

・思想および良心の自由は、これを侵してはならない。(第19条)

- 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。(第 20 条)
- 集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。(第 21 条)
- 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。(第 24 条)
- すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。(第 25 条)

- この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。(第 97 条)
- この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するそのたのこういの全部又は一部は、その効力を有しない。(第 98 条)
- 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。(第 99 条)

◎日本国憲法は、世界中の注目を浴びている。「こういう憲法を持っている国だから、日本を信頼する」と言う声は、世界中に広まっている。

◎再び、日本を戦争のできる国にしたい人たちが、目の敵にしているのが『日本国憲法』『日本国憲法』が存在し、国民の権利や自由が守られている限り、戦争できないから。

◎二度と戦争はしたくない。あんな辛い悲しい思いはしたくない。と言う願いが、日本国憲法を生み出し 70 年間守り続けてきた。

◎国民の権利がしっかりと守られ、言論や出版の自由のもとで十分に国民に情報が公開され、国民が自分の意見をしっかりと持ち表明している限り、戦争は起こせない。

◎今、私たちにとって大切な課題は、戦争の大きな反省のもとに生み出された日本国憲法をしっかりと守ること、そこに書かれている民主主義を守り通すこと。
これが未来の子どもたちへの何よりの贈り物ではないだろうか。